

中野区教育委員会会議録

令和8年第8回定例会

令和8年3月27日

中野区教育委員会

令和8年第8回中野区教育委員会定例会

○日時

令和8年3月27日(金)

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時24分

○場所

中野区役所7階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 高野 治人

教育委員会委員 平本 紋子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事(子ども家庭支援担当) 森 克久

子ども・教育政策課長 神谷 万美

学校地域連携担当課長 保積 武範

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

子ども教育施設課長 原 太洋

○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 網野 愛子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 平本 紋子

○傍聴者数

4人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第14号議案 中野区教育委員会公印規則及び中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 第15号議案 中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (3) 第16号議案 中野区学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- (4) 第17号議案 中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 第18号議案 中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 第19号議案 中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (7) 第20号議案 中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- (8) 第21号議案 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (9) 第22号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (10) 第23号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (11) 第24号議案 審査請求に対する裁決について

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 3月18日 中野区立幼稚園修了式
- ② 3月19日 中野区立中学校卒業式
- ③ 3月24日 中野区立小学校卒業式
- ④ 3月15日 武蔵台小学校吹奏楽団定期演奏会
- ⑤ 3月20日 第七中学校お別れ会

(2) 事務局報告

- ① 旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について（子ども・教育政策課）
- ② 令和8年度当初予算の概要について（子ども・教育政策課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第 8 回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、平本委員にお願いいたします。

また、本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

ここでお諮りをいたします。

本日の議決事件の 11 番目「審査請求に対する裁決について」は、非公開の審議を予定しております。したがって、日程の順序を変更し、第 24 号議案の審議につきましては、日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、第 24 号議案の審議を日程の最後に行うことといたします。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

田代教育長

初めに、議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目、第 14 号議案「中野区教育委員会公印規則及び中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 14 号議案につきましてご説明申し上げます。

中野区教育委員会公印規則及び中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則の一部を改正するものでございます。

提案理由でございます。令和 8 年 2 月 18 日付通知により、総務部 D X 推進室からあった規則改正に関連して、教育委員会公印規則及び教育委員会情報システムの管理運営に関する規則を改める必要があるためでございます。

新旧対照表をごらんください。

まず、第1条関係でございます。第1条の2(2)情報ネットワークシステムに係る規則の名称を「情報政策の推進に関する規則」から「デジタル政策の推進に関する規則」に変更してございます。

続いて、第2条関係でございます。こちらも同様に第3条の規定について、関連する規則の名称について修正をしてございます。

説明については以上になります。

ご審議のほどよろしく願います。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら願います。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第14号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の2番目、第15号議案「中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第15号議案「中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

提案理由でございます。教育委員会事務局の文書事務を改める必要があるためでございます。

新旧対照表をごらんください。

第2条でございます。現行の企画財政係につきましては、企画部門、財政部門、学校経理部門につきまして、それぞれ改正案における庶務係、教育委員会係、学務課の学校支援係に事務を移管することから廃止といたします。

続いて、子ども計画担当係長、こちらの分掌につきましては、改正案の子ども政策調整係に統合するため、廃止といたします。

続いて、学校地域連携係、こちらは改正案の学務課の学校地域連携係に移管するため、子ども・教育政策課の分掌から廃止いたします。

続いて、学校経営支援係については、学務調整係に名称変更をいたします。

学務課に新設する学校支援係でございます。こちらにつきましては、学校經理に関する事務を現行の企画財政係から移管します。また、令和8年度から開始する教育費保護者負担補助に係る事務等について、体制をつくってまいります。

続いて、第6条に関しましては、別表に係る改正でございますので、別表1をごらんいただければと思います。

改正案の別表1の学校支援担当課長の欄をごらんください。こちらは、先ほどの学務課に新設した学校支援係、企画財政係から移管した学校經理及び、学校地域連携係の分掌を統括する課長となります。

また、現行の第1表に記載されております学校地域連携担当課長につきましては、この事務を学校支援担当課長に引き継ぐ形になりますので廃止といたします。

また、続く別表第2をごらんください。こちらにつきましては、主に第2条でご説明しました係の編成に関しての詳細を別表としてあらわしているところがございます。内容についてはお読み取りいただければと思います。

ご説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。名称変更と整理によって、内容がわかりやすくなりましたり、あるいは実際の執務につきましても、例えば、子ども政策調整係のほうで、子どもに関することを一括してご計画いただけるですとか、あるいは地域連携も含めた学校経営につきまして、学務課のほうで充実した形でご対応いただけるなど、いろいろメリットがあるご提案かなと理解いたしましたが、何かこの件につきまして、こういうことについて、解決案になるとか、改善になるというような点がございましたら、教えていただけたらと思います。

以上です。

子ども・教育政策課長

今回の組織改正につきまして、まず旧の部分で行われていた企画財政係等での企画部門

や、子ども計画担当で行っていた計画部門につきまして、教育委員会係での企画部門の増設ですとか、子ども教育政策調整係での計画部門の統合といった形で、シンプルに、かつ事務のしやすいような形に体制を変更してございます。

また、学務課につきましては、今回の教育保護者負担補助に係る事務等で、学校に配置している事務職員を区の本庁舎のほうに引き上げながら、学校を組織的にバックアップするというような体制として、学校支援係を新設してございます。また、学校支援係が学校地域連携係と同じ担当課長が所掌していくというところで、学校運営自体のバックアップのシステムについて増強を図った、そうしたところがポイントと考えてございます。

田代教育長

ほかに質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 15 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の 3 番目、第 16 号議案「中野区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

学校地域連携担当課長

それでは、議案第 16 号「中野区学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

まずは、提案理由でございます。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正に伴い、学校運営協議会において承認を得る必要がある学校運営に関する「基本的な方針」に業務量管理・健康確保措置の実施に関するものを含める必要があること。また、そのほか、学校運営協議会の委員の任命の明確化などを図る目的で、今回は提案をさせていただきます。

次に、改正の内容でございます。具体的な改正箇所については次のページとなりますが、新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。

第 4 条第 1 号においては、「教職員の業務量管理及び健康確保措置を含めた」を加えま

す。

次、第5条におきまして、「ただし、当該評価を協議会が適当と認める機関等が行うときは、この限りでない。」を加えます。こちらは学校の判断により、学校運営協議会の場以外でも学校評価を行えるように変更するものでございます。

次に、第7条第1項については、協議会の委員を「11人以内」から「10人以内」と改め、「校長及び」を削ります。こちらにつきましては、委員の賛否を問う形も考えられる中で、提案者である校長が賛否に加わる委員であることは適当ではないということから、委員から除きます。そのため、人数を「10人以内」と変更することといたします。

そのほか、第8条第1項、第10条第1項については、委員から校長を除いたための変更となります。

最後にこの規則に関しましては令和8年4月1日から施行する予定でございます。

以上が今回の改正の概要でございます。

ご審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

岡本委員

ご説明ありがとうございました。お伺いしたいのですが、まず1点目が、第4条第1号に「教職員の業務量管理及び健康確保措置を含めた」と加えるとあります。

具体的に、校長先生にはどんなことが求められることになって、学校運営協議会に期待されていることについて、教えていただけますか。

学校地域連携担当課長

今回の法律の改正は教職員が持続可能な形で、教育の質を維持・向上させられるということが目的となっていると捉えております。

学校、家庭、地域が一体となって教育活動を推進する学校運営協議会におきましても、方針に承認をするということもありますので、そのような内容を入れさせていただいたところでございます。

岡本委員

もう一つ教えてください。第5条のただし書で「当該評価を協議会が適当と認める機関等が行うときは、この限りでない。」と設けられた意図について、もう少し詳しく教えていただけますか。

学校地域連携担当課長

今年度初めて各学校に学校運営協議会を設置して、運営を行ったところでございますが、一部、学校の評価を第三者評価会で行っているところがございます。

基本的には学校運営協議会で評価を行うというようなことが規則には書いてありますが、ほかの仕組みを使って評価を行えば特に問題はないということを明記したところがございます。基本的には学校運営協議会で評価することになりますので、その旨は周知しながら進めていきたいと考えているところでございます。

高野委員

同じく第5条のこのただし書の「機関等」というのは、どのようなものを具体的に指しているのでしょうか。

学校地域連携担当課長

こちらは、学校運営協議会のメンバーとはまた違う方たちで構成された第三者評価会ということになります。こちらのほうで学校の評価を行っているというように聞いております。

田代教育長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第16号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件の4番目から10番目までは関連する議題となりますので、一括して上程することといたします。

議決事件の4番目、第17号議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、議決事件の5番目、第18号議案「中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、議決事件の6番目、第19号議案「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、議決事件の7番目、第20号議案「中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、議決事件の8番目、第21号議案「中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する

規則の一部を改正する規則」、議決事件の9番目、第22号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、議決事件の10番目、第23号議案「中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてを、一括して上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第17号議案から第23号議案までについて、ご説明をいたします。

まず、第17号議案、中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてでございます。

こちらの改正理由といたしましては、いわゆる給特法が公布され、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正により、学校に置くことのできる職として新たに主務教諭の職が設置されるとともに、校務分掌上の主任についての規定整備が行われました。これに伴い、教育委員会で所管している中野区立学校の管理運営に関する規則の改正を行う必要がございます。

では、規則の改正内容についてでございます。

まず第1点としまして、新旧対照表をごらんください。こちらの1ページ目の主任教諭等についてでございます。第6条の5第1項から第7項にかけまして、学校教育法の改正に伴い、令和8年4月1日から主務教諭の職を設置して、東京都独自で設置していた主任教諭をこれに位置づけることとし、職名につきましては、引き続き主任教諭と規定いたします。

続いて第2点目としまして、新旧対照表の1ページから2ページ目にかけて記載のある主任についてでございます。第7条第1項から第3項に規定をしてございます。学校教育法施行規則の改正に伴い、校務分掌上の主任について、教育活動に関し、教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは、当該主任を置かないことができるよう規定いたします。

続いて第3に、新旧対照表2ページ目にごございます第3章、幼稚園・主任教諭及び主任養護教諭及び準用規定についてでございます。こちらは第23条第1から第2項、第25条に記載してございます。学校教育法の改正に伴い、主任教諭の位置づけについて、小中学校の主任教諭と幼稚園の主任教諭でずれが生じるため、小中学校の章の主任教諭の規定を準用する記載を削除し、幼稚園の主任教諭について規定する条文を新設いたします。

こちらの説明につきましては以上でございます。

続きまして、第 18 号議案から第 23 号議案について、ご説明をいたします。

まず初めに、第 18 号議案についてでございます。こちらの改正の理由につきましては、第 1 回定例会にて議決されました「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正及び令和 7 年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定の妥結」。そして、先ほどご説明しました中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴い、関連する規則の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、第 18 号議案「中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正」は、経験年数の号給への加算方法を改正するものでございます。

続きまして、第 19 号議案「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正」につきましては、園長及び副園長に関わる管理職手当支給額の改正でございます。

続いて、第 20 号議案「中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正」につきましては、管理職員特別勤務手当額に 100 分の 150 を乗ずる対象金を定めること。さらに、週休日等以外の日の支給対象時間拡大に伴う規定整備等を行うものでございます。

続きまして、第 21 号議案「中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正」につきましては、減額に係る欠勤等の日数から、高齢者部分休業及び育児部分休業を除く旨を定める改正を行うものでございます。また、先ほどご説明をいたしました中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴い、文言整理を行ってございます。

第 22 号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正」につきましては、こちらの中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴い、文言整理を行うものでございます。

第 23 号議案「中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部改正」につきましては、減額に関わる欠勤等の日数から、育児部分休業を除く旨を定める改正でございます。

第 17 号議案から第 23 号議案につきましては、施行期日につきましては、全て令和 8 年 4 月 1 日からとなっております。資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、ご確認をお願いいたします。

ご説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

平本委員

ご説明ありがとうございました。17号議案について質問がございます。今回置かれた主務教諭の職務というのが主任教諭との職務を包含することになるので、主務教諭を置くという場合には主務教諭の職務も含めて担当できるということで、主任教諭を置く必要がなくなったと理解しました。

したがって、従前から主任のほうの職はありますので、今回の改定で現場のほうで何か大きな体制変更とか、そういうことが必要になるということではないと理解してよろしいでしょうか。

指導室長

委員ご認識のとおりでございます。

高野委員

今までの主任教諭が、国の制度で主務教諭となり、呼び方はそのまま主任教諭となるということと、もう1点、主幹教諭というものもあるのですが、こちらはそのまま残るということとよろしいでしょうか。

指導室長

こちらは、いずれにつきましても委員のご認識のとおりでございます。主幹教諭につきましても引き続き職として設置をしております。

田代教育長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、1件ずつ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第17号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第18号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 19 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 20 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 21 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 22 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 23 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

田代教育長

次に、報告事項に入ります。

初めに、教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

報告いたします。

3月18日、中野区立幼稚園修了式。田代教育長、岡本委員が出席されました。

19日、中野区立中学校卒業式。田代教育長、伊藤委員が出席されました。

24日、中野区立小学校卒業式。田代教育長、岡本委員、高野委員が出席されました。

15日、武蔵台小学校吹奏楽団定期演奏会。

20日、第七中学校お別れ会。いずれも田代教育長が出席されました。

報告は以上です。

田代教育長

各委員から、補足、質問、その他の活動報告がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

私は、3月19日の中野区立第七中学校卒業式に行きまいりました。素晴らしいお式でございましたけれども、特に印象に残りましたのは、特別支援学級のある学校でございましたので、そちらのほうを卒業される生徒さんもいらっしゃったのですが、どの生徒さんも大変立派に参加されていて、卒業生からの言葉なども通常の学級の方々と一緒に発表されて、全く遜色なく、本当に助け合って、普段からなじんで活動されていることが伝わってくるお式になっていました。日頃の先生方のお力や生徒さん同士の交流の成果というのがこういうことにあらわれるのだなと思ひまして、とても印象に残った次第です。

これからも通常の学級の方々と特別支援学級の方々が交流しながら、なるべく同じように様々な体験ができるような教育が続くといいなと思ひました。

以上でございます。

高野委員

ご報告にありましたとおり、3月24日、私は上鷲宮小学校の卒業式に出席いたしました。卒業式の挨拶などは、皆さんしっかりされていて、非常によい式だったと思ひます。この学年は、入学式を校庭でやる学年であったのですけれども、卒業式も好天に恵まれて、非常に素晴らしい式だったと思ひます。

また、3月14日は小学校PTA連合会の会合に参加させていただきまして、意見交換を行きまいりました。各会長さんたちは、それぞれご意見を伺って、これから生かしていければと思ひます。

以上です。

岡本委員

私は、3月18日のひがしなかの幼稚園さんの修了式に伺ってきました。みんなで卒園生が入ってくるのを待っていると、向こうの部屋から先生と子どもたちの「行くぞ、エイ・エイ・オー！」と聞こえてきて、もう、その時点でワーツとなってしまうのですが、子どもたちが精いっぱい一生懸命修了式の時間を過ごしているのが本当に頼もしいなと思いました。小学校でも、ぜひ温かく迎えていただきたいと思いました。

3月24日には、江古田小学校さんの卒業式に行ってきました。お1人ずつ児童の皆さんが壇上で、自分はこうなりたいのでこうしますという決意表明をされていました。子どもたちのこうなりたいを何とか後押しできるような小学校、中学校であってほしいですし、私もそのためのお手伝いをしたいなと思いました。

以上です。

田代教育長

ほかに活動報告がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、最後に私のほうから。

まず最初に、3月18日にかみさぎ幼稚園の修了式に参列いたしました。本年度は21名の園児が修了し、4月から小学校へ入学いたします。私から祝辞を述べましたが、園児たちは大変しっかりと話を聞いてくれました。途中で「ありがとうございます」と声をかけてくれたり、問いかけに対して元気に返事をしてくれたりするなど、礼儀正しく温かい姿に強く感動いたしました。また、話す人のほうをしっかりと向き、真剣に耳を傾ける姿勢が大変印象的でした。修了証書の授与では、園児が園長先生から証書を受け取り、それを保護者の方へ手渡す形式で行われました。保護者の皆様も涙を流しながら、その瞬間を見守っておられて、家族の絆と成長の喜びが感じられる、大変心温まる修了式となりました。

次に3月19日、午前中に、中野区立中野中学校の卒業式に参列いたしました。本年度は145名の生徒が卒業し、式は大変厳粛かつ温かな雰囲気で行われました。証書授与では、体育館正面右側に大型スクリーンが設置され、授与の瞬間を正面から映し出す工夫がなされていました。生徒一人ひとりの表情がよく見えて、参列者にとっても大変見やすい演出になっていました。また、式次第についても、紙の掲示ではなく、プロジェクター投影により進行が示され、ICTを活用した工夫が随所に見られました。合唱では、特に男子の声量が印象的で、涙を流しながら歌う姿に強く心を打たれました。卒業後の退場時には、体育館

が暗転し、プロジェクションマッピングによる演出が行われ、参列された議員や地域の皆様からも、素晴らしい式だったと高い評価を寄せられておりました。生徒の姿勢や態度も終始立派で、3年間の先生方の丁寧な指導の成果がよくあらわれていました。

また、午後からはチャレンジクラスN組の卒業式が同じく体育館で行われました。本年度の卒業生4名は全員が参加し、見送る在校生も全員出席していました。在校生徒による別れの言葉は思いを込めてしっかりと表現され、保護者の方々も大変喜ばれていました。式後には、お世話になった先生方からの動画メッセージが体育館で上映され、児童、保護者とともに、笑顔で鑑賞していました。少人数ながら、温かさに満ちた非常に素晴らしい卒業式でした。

3月24日、桃花小学校の卒業式に参列いたしました。本年度の卒業生は111名で、晴れやかな雰囲気の中、温かく印象深い式となりました。校長先生の式辞の中で、人は「ありがとう」の数だけ賢くなり、「ごめんなさい」の数だけ優しくなり、「さようなら」の数だけ愛を知るという言葉が紹介され、そのメッセージが大変心に残りました。卒業生も姿勢を正し、しっかりと耳を傾けており、6年間の成長を強く感じました。6年生はみな頼もしさを感じるほど立派な態度で、すぐに中学生として活躍できると実感いたしました。別れの言葉と歌では全員が舞台に整列し、大きな声で力強くはっきりと表現しており、その一体感に大きな感動をおぼえました。式歌の合唱も、声量が十分で聞いていて胸を打たれる素晴らしいものでした。また、体育館は非常に整然と整備され、学校全体で卒業生を祝う温かな雰囲気がつくられていました。教職員の皆様による準備とご尽力が伝わる素晴らしい卒業式でした。

続いて3月15日、武蔵台小学校吹奏楽団の定期演奏会に参加してまいりました。武蔵台小学校吹奏楽団は、昨年度は東京都代表として東日本大会に出場するなど、大変高い評価を受けている吹奏楽団です。今年度は惜しくも東日本大会代表には選ばれなかったのですが、アンサンブルコンテストでは最優秀賞を授賞したとの報告があり、子どもたちの努力と技術の高さを改めて感じました。今回の演奏会は6年生にとって最後の舞台であり、一つ一つの演奏が非常に完成度の高い素晴らしいものでした。また、吹奏楽団には4年生から入団できるということで、来年度入団予定の3年生の紹介も行われ、会場は終始温かな雰囲気に包まれていました。体育館には保護者の皆様を初め地域の方々も多く来場されており、吹奏楽団への関心と応援の高さが強く感じられました。学校と地域が一体となり子どもたちの活動を支えている様子が伝わる大変意義深い演奏会でした。

最後に、3月20日、第七中学校において現校舎とのお別れの会が開催されました。第七中学校は、開校以来78年間、現在の場所で校舎を使用しておりましたが、来年度より新校舎建設のため上高田にある代替校舎へ移転することとなります。この節目に当たり、保護者や地域の皆様が中心となって企画・運営されたものです。当日は、体育館を中心に1日を通して多彩な催しが行われていました。映画の上映、地域の子どもや大人によるダンス、中学生による青年の主張、さらには教職員や、在校生、卒業生によるバンド演奏など、多様で温かいプログラムが次々と披露されました。当日の来場者は延べ1,500名を超え、学校と地域の強い結びつきを改めて実感する場となりました。また、校舎の教室には、歴代のアルバムや資料が展示され、多くの卒業生が懐かしそうにページをめくりながら、青春の思い出を語り合う姿が見られました。長年地域に愛された校舎への深い思いと、これまでの歴史を振り返る非常に感動的な会でした。

以上で報告を終わります。

その他、発言がなければ委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

田代教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

報告いたします。「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について」でございます。

旅館業法の規定に基づきまして保健所長から教育委員会への意見の求めに対する、従前の例による教育委員会の意見の申出の状況について、報告をするものでございます。

1、保健所長から求められた意見についてでございます。区立学校及び図書館のおおむね100メートル区域内で旅館業の営業許可を与えるに当たり、当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかについて、意見の求めがあったものでございます。

2、教育委員会の意見の申出についてでございます。回答期間は令和7年10月から12月に行った内容でございます。回答件数は旅館・ホテル営業7件でございます。申請地及び学校等との距離につきましてはごらんのとおりです。詳細は別紙にまとめてございますので、ごらんいただければと思います。

教育委員会の意見でございます。7件共通の内容となっております。①当該学校施設

の清純な施設環境が著しく害されるおそれの有無については不明であるが、そのおそれが生じないよう当該施設の営業許可に当たっては、清純な施設環境の維持と運用ルールの確立について配慮を求めるもの。②地域の良好な生活環境を保つため、宿泊者の迷惑行為又は迷惑行為が生じるおそれがある場合における施設管理者への連絡方法の明示や地域の住民からの苦情について真摯に臨むための体制の確保について、当該施設の管理者へ指導を要望するもの。③当該施設の管理者に当たっては、定期的に現地を巡回し宿泊者の把握に努め、利用のルールを徹底し、責任をもって管理されることを要請する。こちらの3点でございませう。

報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。大変多くが挙がっておりますけれども、メートル、距離にかかわらず、子どもの通学路に面しているとか、距離では表現できないそれぞれの事情というのが様々あるかなと考えております。

そこで、一つはご質問で、校長先生等から何か特段ご意見があったかどうかというところをお尋ねしたいということをおもいました。

それからもう一つはコメントでございませうけれども、感想でございませうが、今回意見のところ、施設管理者への連絡方法の明示ですとか、あと、その体制の確保ということについて、具体的にこちらから意見を申し上げるという形になっておりますので、この点はともよいことだなおもいました。学校や地域の方も、何かあったときに連絡できる連絡先があるとお安心ではないかなとおもいますし、また、実際にそういうことはないとおもいますが、何か生じた場合にも解決が早くなるのかなとおもっております。

また、③のところ、書いていただきましたけれども、定期的な現地の巡回というのは非常に重要だとおもいますので、今遠隔での管理ということも増えているようではございませうが、ぜひこの点も経営者側の方々に伝わるとよいなおもいました。

ありがとうございます。

子ども・教育政策課長

校長からの意見につきましてではございませうが、各学校ごとにそれぞれ個別の事情もございませうが、おおむね宿泊者の迷惑行為ですとか、施設の環境について、不安の声を挙げている

ところが多かったと思います。

また、そうした点において、巡回などをして、きちんと見守り、あるいは指導をすることについて、求めがあったと認識してございます。

平本委員

ご説明ありがとうございました。校長先生からも危惧するような声が出ていたということで、現時点では、保健所を通じて、教育委員会のほうに何か迷惑行為や苦情についての声が挙がっているという情報は特段来ていないという理解でよろしいでしょうか。

子ども・教育政策課長

こちらに意見があった案件において、個別にそうした地域からの声があるとは聞いてございません。

田代教育長

ほかに質問やご発言ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「令和8年度当初予算の概要について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

「令和8年度当初予算の概要について」、ご説明申し上げます。

資料の2ページ目、令和8年度当初予算対前年度比較の歳出予算の部分をごらんください。5款、子ども教育費となっております。令和8年度の予算647億円余を計上してございます。前年度と比較いたしますと53億円ほど増となっております。また、区全体の予算の30%ほどを占める状況でございます。

続いて、個別の内容につきまして3ページ以降をごらんください。令和8年度当初予算の主な事業になります。全体で33項目挙がっておりますが、特に教育委員会教育費に係る部分につきましてご説明申し上げます。

項目の4、いじめ防止動画による啓発でございます。いじめの未然防止を図るため、小学校低学年向けのいじめ防止対策アニメを制作し、いじめを理解し、友達とよりよい関係を築こうとする態度を養います。

続いて項目5、区立学校の教育に関する費用負担補助でございます。区立小中学校に通う児童・生徒の保護者の経済負担を軽減するため、現在学校が保護者から徴収している教材費・修学旅行費・校外学習費・移動教室費の補助を行います。

続いて項目 8、朝の子どもの居場所づくりでございます。児童の登校時間よりも早く保護者が出勤する家庭の児童が安心して過ごせる居場所をつくるため、学校における早朝見守り事業を実施します。また、学校休業中については、区立学童クラブの預かり時間の延長を行います。

続いて項目 14 番、学校部活動の地域クラブ活動への移行でございます。休日の部活動の運営主体を学校から地域クラブ活動に移管して地域展開を図ります。地域クラブ活動の指導者を確保するために民間事業者へ業務委託するとともに、一部の教員の兼業も認めてまいります。

15 番、英語によるコミュニケーション能力等の向上でございます。英語の授業を質量ともに充実させ、ALT を活用した指導体制の拡充を図るなど、英語教育をさらに発展させることで児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力等の向上を図ってまいります。

16 番、日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実でございます。帰国・外国人児童生徒等の母語・母文化を含む多様な背景を尊重しつつ、学校への円滑な適応を図り、社会で生きていくために必要な日本語の能力や学力等を育ていく体制を整備いたします。

17 番、SNS 相談事業の拡充でございます。いじめの早期発見と抑止力を生み出すために、SNS 相談の利用対象者を小学校 5・6 年生に拡充し、いじめを許容しない集団の雰囲気醸成するための授業も併せて対象学年に実施します。

続いて 25 番、桃園第二小学校代替校舎を活用した放課後居場所事業でございます。児童館が実施している学校・地域連携事業を拡充し、桃園第二小学校代替校舎において、放課後に児童が帰宅せずに利用できる居場所・遊び場を設置します。

続いて 26 番、区立学校の改築等。

27 番、区立学校の環境改善に向けた計画的な改修等でございます。

また、29 番、区立幼稚園の建替整備を進めてまいります。

最後にその他の費目といたしまして、森林環境譲与税の活用ということで、国産木材による備品購入の活用として、本郷小学校、第二中学校を予定しております。

ご報告は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。いずれも大変重要な事柄につきまして、予算をつけてい

ただいたことに大変感謝いたします。子どもたちの学校の中、あるいは放課後等の生活の充実というのが進んでいくといいなと願うところです。

また、同時に、学校部活動の地域クラブ活動への移行ですとか、あるいは朝の学童保育の拡充ですとか、いろいろな大きな変化というのも様々ございますので、その中で子どもたちにとって体験の質がどのようなものであるかということの検証は今後も必要だと思えます。予算の中には、そういった、どうそれが機能しているのかということの確かめという部分につきましてもお考えいただくとよいなと考えました。

以上でございます。

平本委員

今回、新規の予算や拡充など、ニーズを踏まえた予算のご検討をしていただいて、ありがとうございました。2点質問がございます。

まず1点目は、3番の長期休業中の食品配付事業（新規）についてです。これについては、既に各学校で任意の団体等が企画し、今まで、例えば夏休み期間中に希望者が集まって、おにぎりをつくってみんなで食べる企画などがあるというのは知っておりまして、ここにきちんと予算がつくのはとてもよいことだと思えました。今年度、令和8年度を施行実施と位置づけて、夏期休業期間に定員を設定して実施していくということがですが、現時点でどのような実施内容などを考えていらっしゃるのか、決まっている範囲で結構ですので、わかっていることを教えていただければと思います。

あともう1点、31番についてですが、子どもの意見を反映した児童館の環境整備等については、前年度よりも予算が大きく削減されているようにも一見、見えるのですが、何か背景事情があるようでしたら教えていただければと思います。

参事（子ども家庭支援担当）

いずれも子ども教育部の事業でして、私のほうが所管しておりますのでお答えをいたします。

まず、長期休暇中の食品の配付事業でございますが、こちらにつきましては、低所得とか生活に困難を抱える家庭を対象にしまして、昼食がない期間に、要は給食がない期間に、このところに希望制で配付をするというものなのですが、まずは長期休暇期間中というのは夏休み、春休み、冬休みとありますが、まずは夏休み期間中に定員を設けて実施をしたいと思っています。定員につきましては、まず8年度は500世帯を設定いたしまして、希望制で、ニーズとか、その辺の状況などを把握するというところで実施したいと思っています。配

付する内容としましては、インスタント食、米とか乾麺ですとか、簡単に調理ができるものなどを考えております。

二つ目のご質問の子どもの意見を反映した児童館の環境整備と。ご指摘のとおり8年度予算は360万円で7年度が1,800万円ということで、金額だけ捉えると一見縮小のように見えてしまうところではありますが、こちらは東京都の予算、補助金を活用しまして、児童館のほうに、おもちゃを整備したりとか、あるいは様々な意見を聞いて事業を行ったりとかというような形で、3年間のパッケージで実施されている事業でございまして、6年度、7年度、8年度の3か年のところになっています。トータルの予算があつて、6年度幾ら、7年度幾ら、8年度幾らという形で計画を出して実施しているものですので、トータルの3年間の計画での割振りがこういう形になっているということでございます。

高野委員

ご説明ありがとうございます。7番の保育所等の業務負担軽減支援事業とあるのですが、こちらは区立、私立問わず支援するという事なののでしょうか。

教育委員会事務局次長

こちらの7番につきましては、私立保育園に限りまして、本部等で事務をやっていない園について、施設長の業務負担を軽減するために設けているものですので、私立保育園が対象でございます。

岡本委員

6番の中高生年代の居場所づくりについて質問です。居場所をつくることはとても大切なのですが、ただ居場所をつくっただけで「おいで」と言っても、中高生たちが来てくれるかわかりません。その次の段階で仕掛けや仕組みが必要だと思ったのですが、居場所事業の中に、そういったところまで含まれているのか教えてください。

参事（子ども家庭支援担当）

では、こちら私も私のほうで所管しておりますのでお答えをします。こちらにつきましては、今委員おっしゃったとおり、ただ単純にスペースを開放するという事だと、おっしゃるとおり中高生もなかなか集まってこないというようなこともございますので、専門の事業者、いわゆる支援員を置きまして、様々な事業を展開したりですとか、当然広報もそれぞれ中学校なり高校に向けて発信をしていくということで考えております。当然運営に当たっては、中高生、利用者の方の意見も取り入れながらいろいろな仕掛けをしていきたいと考えています。

夏休みから事業を展開していきたいと思っております。

伊藤委員

少し具体的なことなのですが、一つは区立学校の教育に関する費用負担補助ですけれども、負担を補助することはとてもよいことで、ぜひ進めていただきたいのですけれども、反面、物価上昇が非常に著しい昨今ですので、公費の負担は、途中で額が変更できないですとか、規制というのも様々生じてくるかなと思っております。特に新しくできたときには、移行措置が必要というか、これまでとまた違ったことが起きてきて、学校現場で戸惑うことも出てくるのかなと思いますので、特に今回、教材費ですとか修学旅行ですとか、移動教室とか、校外学習ですとか、日々の活動に直結する部分というのが含まれておりますので、ぜひ現場が混乱しないように、現場の先生方が子どもたちと生き生きと活動を考えられるように、柔軟な対応、ご配慮をお願いしたいなと思いました。

それからもう一つ、いじめ防止動画による啓発ですけれども、低学年さんですので、動画を見るということも非常にインパクトがあるのかなとは思いますが、動画を見る、つくるだけではなくて、むしろ普段の学級づくりとか、子どもへの関わりということが大きな意味を持つと思いますので、私は行けなかったのですが、中野区内の小学校でも社会・情動的な学習（ソーシャル・エモーショナル・ラーニング）をされていることが、今回ソーシャル・エモーショナル・ラーニングの学会で中野区の先生方が発表されていることから知りましたので、ぜひ小学校でのそういった普段の、先生方が直接にご指導くださる部分の広がりというところにも、積極的に予算をつけていただけるとよいのではないかなと思いました。

どうしても動画だけですと、それを見ればよい、見せればよいみたいなことに、ならないとは思いますが、そういうこともなりかねない部分もございますので、ぜひ先生方がどう子どもに関わっていったらよいのか、子どもたち同士が何を学んだらよいのかについて、内容のご検討をさらに進めていただけるとよいと思いました。

以上でございます。

学務課長

区立学校の教育に関する費用負担補助について、お答えいたします。今回予算をつけた際は、令和6年度、前年度の決算数値から物価上昇率というのを掛けて、それぞれ教材、修学旅行費等を積算しているところです。令和8年度の教材費等の費用負担補助に関してはこの金額で足り得るものと考えてございますけれども、引き続き物価上昇率等を鑑みて、

来年度以降の費用負担補助の中で、著しく足りなくなるということがないようにところで積算をしていきたいと考えてございます。

また、現場の負担感を減らすためにも、先ほど組織改正の話もありましたけれども、学校支援担当課長のもとに、各学校を巡回して、事務をサポートしていくという形になりますので、そちらも引き続き支援していきたいと考えてございます。

指導室長

今回、いじめ防止動画を低学年向けということで作成をいたしますが、これをきっかけにさせていただいて、先生方であったり、それから保護者の方々、地域の方々にも広く見ていただいて、いじめについてしっかり考える、そういうきっかけにしていきたいなと思っております。

また、作成するに当たって現場の先生方と一緒に声を聞きながら作成する予定ですので、その際にこの動画をどう活用していこうかというところも含めて検討して、このいじめ防止動画を見たことをきっかけに、より広く様々ないじめ防止対策につなげていきたいなと考えてございます。

岡本委員

私もいじめに関連してなのですが、17番のSNS相談事業の拡充についてです。これは意見になりますが、後半のほうで「いじめを許容しない集団の雰囲気醸成のための授業」とありまして、この「雰囲気」というのが、私は少し気になってしまいました。

個人的には雰囲気をつくるというと、同調圧力みたいなものも想起してしまいます。「みんな仲よくしようとしているのに、それを乱すやつはよくないんじゃないか」となってしまわないかと、少し心配になりました。

まず、モラルとルールは違うということの教育が私は必要だと思っています。そして、「雰囲気」ではなくて、みんなでいろいろな人たちがいることをどうやって学ぶかという、組織開発の観点こそが、公立学校の最大のよきであり、特徴だと私は思っています。多様な人がいることは当たり前で、いろいろな人がいる中で、どうやって1年間を過ごしていくかという事業こそが、私は必要だと思いました。

以上です。

伊藤委員

それに関連して、私は勝手に今、岡本委員がおっしゃってくださった後半の部分といたしますか、「いじめを許容しない」という言葉の中には、これは「生じない」としたほうがい

いのかもしれませんが、よりよい関係、お互いを尊重し合うような、そういった集団の形成ということが含まれているのかなと勝手に理解してしまったのですが、確かに岡本委員のお話をお聞きして、「いじめを許容しない」というよりは、「いじめが発生しない」とか、「そういう集団づくり」とか、そういう言葉のほうがもしかしたら適切かもしれないのと。

「いじめを許容しない」ことを表現する場合には、「集団の規範意識」という言葉を使うことも、多いのかなということもちょっと思いました。

以上でございます。

高野委員

19番で、区立保育園における医療的ケア児受入体制の整備とありますが、こちらは「施設改修を行います」とあるのですけれども、中野区医師会で看護師の増員を要望していたと思うのですが、そういう人の拡充とかは、今のところ予定していないのでしょうか。

できればそちらも検討していただければと思います。

教育委員会事務局次長

区立保育園における医療的ケア児の受入体制ですけれども、ここに予算で計上しているのは、再来年度に4園目で受け入れを実施するための整備費を予算化しています。

一方で、現在各3園で1名ずつ受け入れているのですけれども、それを今後2名ずつにしていきますので、それに伴って、看護師の配置も増やしていきます。

田代教育長

ほかに追加で質問やご発言がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

ここでお諮りをいたします。

議決事件、第24号議案「審査請求に対する裁決について」は、採決の過程における案件であり、教育行政の運営の公正を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

それでは、ご異議ございませんので非公開と決定いたしました。

それでは、傍聴の方々のご退出の前に、事務局から次回開催について報告をお願いい

たします。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会は、4月10日10時から区役所7階、教育委員会室で実施いたします。諸事情により休会となる場合がございますので、中野区ホームページにてご確認ください。

田代教育長

それでは、大変恐れ入りますが、傍聴の方々はここで会場の外へご退出をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

田代教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第8回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時24分閉会